



石川労働局発表  
平成30年1月26日(金)

【照会先】

石川労働局 職業安定部 職業安定課  
課長 越野 桂一  
課長補佐 春木 謙一郎  
電話(076)265-4427

報道関係者 各位

## 金沢市と石川労働局が雇用対策協定を締結します

～石川県内の基礎自治体と労働局との協定締結は2カ所目～

金沢市(市長 山野 之義)と石川労働局(局長 小奈 健男)は、「世界の交流拠点都市金沢」の実現に向けた「重点戦略計画」及び地方創生を図る「金沢版総合戦略」を着実に実践し、雇用・労働環境を改善するため、若者の地元就職支援、女性の活躍促進、高齢者の雇用促進、障害者等の雇用促進、人材確保の支援などに関する課題を共有し、相互に密接に連携して取り組むため、雇用対策協定を締結いたします。

### ◆連携協定締結式

- 日時 平成30年1月31日(水)10時00分～
- 場所 金沢市役所 市長応接室  
(金沢市広坂一丁目1番1号)
- 出席者 金沢市長 山野 之義 / 石川労働局長 小奈 健男
- 締結式の内容 協定の趣旨説明・協定書の署名

### ◆協定の内容等

別添1「金沢市雇用対策協定(概要)」、別添2「金沢市雇用対策協定(案)」をご参照ください。

### ◆雇用対策協定の締結状況

- ・雇用対策協定は、地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的とするもの。
- ・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は金沢市で2カ所目  
(珠洲市が平成29年9月に締結。また、石川県とは平成28年3月に締結)
- ・全国では140自治体(44都道府県 86市 9町 1村)が締結(平成29年7月31日時点)

※ 締結式当日は、撮影及び締結式後の取材を可能とします。

金沢市と石川労働局は、「働き方改革」の推進など雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、「雇用対策協定」を締結し、金沢市における雇用対策を効果的かつ一体的に推進する

別添1

金沢市

世界の交流拠点都市金沢の実現に向けた「重点戦略計画」及び地方創生を図る「金沢版総合戦略」を着実に実践するための雇用・労働環境に関する施策

連携・協力  
【協定締結】

石川労働局

職業紹介、雇用管理指導その他雇用・労働環境の改善に関する施策

## 連携して取り組む主な施策

### I. 若者の地元就職支援・UJ1ターンの促進

企業見学会や就職面接会を開催するなど学生等の地元就職を支援するとともに、UJ1ターンを促進

### II. 女性の活躍促進

育児中の女性等の再就職やキャリアアップを支援するなど、女性の活躍を促進

### III. 高齢者の雇用促進

生涯現役社会の実現に向けて、元気で豊かな知識と経験を持ったシニア世代の雇用を促進

### IV. 障害者等の雇用促進

就労支援セミナーや就職面接会を開催するなど障害者等の雇用を促進

### V. 人材確保の支援・総合的な雇用対策

人手不足に悩む企業の人材確保を支援するとともに、関係機関等と連携した総合的な雇用対策を推進

## 協定締結のメリット

- 地域課題を共有し、役割分担を明確化することで、一体的な対策を実施することができる
- 運営協議会※を設置し、連携体制を構築することで、これまで以上に密な連携を図ることができる
- 市長及び労働局長は各々が取り組む施策の推進に資するための必要な要請を相互に行うことができる

※運営協議会

- ・雇用対策協定に基づき、金沢市及び石川労働局・ハローワーク金沢で構成する運営協議会を設置
- ・毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

今後、運営協議会で「金沢市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定し、雇用対策に関する施策を効果的かつ一体的に推進



## 金沢市雇用対策協定（案）

## （目的）

第1条 この協定は、金沢市（以下、「市」という。）と石川労働局（以下「労働局」という。）が、世界の交流拠点都市金沢の実現に向けた「重点戦略計画」及び地方創生を図る「金沢版総合戦略」を着実に実践し、雇用・労働環境を改善するため、若者の地元就職支援、女性の活躍促進、高齢者の雇用促進、障害者等の雇用促進、人材確保の支援などに関する課題を共有し、相互に密接に連携して取り組むことを目的として締結する。

## （事業計画）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するため、毎年度、具体的な取組の内容、実施方法及び数値目標を事業計画に定め、これを推進させるために定期的な協議を行うものとし、必要に応じて改定を行う。

## （運営協議会の設置）

第3条 前条の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

2 運営協議会に係る詳細は、別途定めるものとする。

## （要請）

第4条 金沢市長及び石川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 金沢市長及び石川労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

## （秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

## （その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

## 附 則

この協定は、締結する日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、金沢市長及び石川労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月31日

金 沢 市 長

石川労働局長